

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第27号	
事故等名	貨物船星祥丸衝突(陸上施設)	
発生年月日時刻	平成20年6月13日13時13分ごろ	
発生場所	佐世保大島造船所鋼材揚げ岸壁 長崎県西彼杵郡大島町所在遠見山山頂(100m)から真方位174° 0.7海里付近 (北緯33° 03. 0′、東経129° 37. 9′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月20日、長崎・地方事故調査官が海難報告書を精査、佐世保測候所及び大瀬戸地域気象測候所の気象資料を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	
	貨物船星祥丸 492トン 130585 大海マリン有限公司	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級海技士(航海)	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	前部マスト変形、マスト左舷側後方のリギンステー切断	
事故等の経過	本船は、佐世保大島造船所鋼材揚げ岸壁を離岸する際、前部、後部の係留索を放し、錨と機関を使用して操船中、平成20年6月13日13時13分ごろ、陸上固定クレーンに本船の前部マスト及びマストリギンステーが接触した。 以後の航海に支障ないと判断されたので、航海を続航した。 当時、南南西風、風力1程度で気象・海象が平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、離岸時の操船を適切に行わなかった可能性が考えられる。
原因	本事故は、本船が離岸時の操船を適切に行わなかったため、陸上固定クレーンに衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	